

尾鷲総合病院 自費価格 (保険診療外) について

令和元年 10 月 1 日から消費税が 10% になることに伴い、自費価格 (保険診療外) が変更になります

課税対象品目：尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例・規則によるもの (個室料・文書料・ワクチン・診療材料等)

例) 個室料 (1 日につき)

種別	令和元年 9 月末まで	令和元年 10 月～
個室	10,800 円	→ 11,000 円
個室 A	4,104 円	→ 4,180 円
個室 B	3,780 円	→ 3,850 円
個室 C	3,564 円	→ 3,630 円
2 人室	1,620 円	→ 1,650 円

例) 文書料 (1 通につき)

診断書 (病院所定用紙) 1,080 円 → 1,100 円